

○尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例

昭和57年8月2日

条例第32号

改正 平成10年6月23日 条例第24号 平成16年3月4日 条例第9号
号
平成17年10月25日 条例第54号 平成18年3月28日 条例第35号
号
平成19年3月28日 条例第26号 平成21年10月5日 条例第36号
号
平成22年3月30日 条例第39号 平成23年3月11日 条例第8号
号
平成25年3月26日 条例第39号 平成26年3月31日 条例第19号
号
平成28年3月28日 条例第39号 平成30年3月26日 条例第27号
号
令和元年6月27日 条例第10号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立魚つり公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民に安全で快適な魚釣りの場、スポーツの場及び憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進を図るため、公園を設置する。

(平10条例24・一部改正)

(位置)

第3条 公園の位置は、尼崎市平左衛門町とする。

(有料施設等の利用等)

第4条 別表第1に掲げる施設及び設備並びに別表第2に掲げる駐車場(以下これらを「有料施設等」という。)を利用しようとする者は、これらの表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用しようとする有料施設等が軟式野球場又は多目的運動広場であるときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) その他公園の管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の使用料は、有料施設等の利用の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料は魚釣施設からの退場の際に、軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料は同項の許可の際に、駐車場を利用する場合の使用料は車両を駐車場から出庫させる際に徴収する。

(平10条例24・平18条例35・平21条例36・平23条例8・平25条例39・平28条例39・平30条例27・一部改正)

(利用の制限)

第5条 10歳未満の者は、大人(16歳以上の者をいう。以下同じ。)の同伴又は引率がなければ、釣台に入り、又は釣台にとどまっていることができない。

2 10歳以上16歳未満の者は、大人の同伴又は引率がなければ、午後6時以降に釣台に入り、又は午後6時以降にわたって釣台にとどまっていることができない。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、公園の利用を制限することができる。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の許可をすることができる。

- (1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平23条例8・平25条例39・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復、公園からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。
- (2) この条例の規定による許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が公園の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(平10条例24・平23条例8・平25条例39・一部改正)

(第6条第1項の許可に係る使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けて公園を使用しようとする者は、別表第3に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(平21条例36・一部改正)

(使用料の免除)

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例54・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例54・一部改正)

(行為の禁止)

第11条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 利用の承認を受けていない附属設備を利用すること。
- (2) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (3) 公園の施設若しくは附属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれら

のおそれがある行為

- (4) 火気類を使用し、騒音を発し、又は廃棄物その他のものを捨て、若しくは放置すること。
 - (5) 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
 - (6) 前2号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (7) その他公園の管理に支障を及ぼすおそれがある行為
- (平23条例8・平25条例39・一部改正)

(利用時間等)

第12条 公園の利用時間及び休業日は、別表第4のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(平21条例36・追加)

(魚釣施設等及び軟式野球場等の管理)

第13条 魚釣施設及び駐車場(以下「魚釣施設等」という。)又は軟式野球場及び多目的運動広場(以下「軟式野球場等」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例54・追加、平21条例36・旧第12条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第14条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平17条例54・追加、平21条例36・旧第13条繰下)

(指定管理者の選定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、魚釣施設等又は軟式野球場等の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 魚釣施設等又は軟式野球場等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 魚釣施設等又は軟式野球場等の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、魚釣施設等又は軟式野球場等の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平17条例54・追加、平21条例36・一部改正、平21条例36・旧第14条繰下)

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例54・追加、平21条例36・旧第15条繰下)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為(第6条第1項各号に掲げる行為に限る。第3号及び第4号並びに第19条第1項及び第4項において同じ。)の許可、その取消しその他魚釣施設等の利用に関すること。
- (2) 魚釣施設等及び管理棟の施設並びにこれらの付属設備の維持管理に関すること。
- (3) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場又は多目的運動広場の利用の許可、その取消しその他軟式野球場等の利用に関すること。
- (4) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場又は多目的運動広場の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (5) 軟式野球場等の施設及びこれらの付属設備の維持管理に関すること。

(6) その他市長が必要と認める業務

(平17条例54・追加、平21条例36・旧第16条繰下・一部改正、平25条例39・平28条例39・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、魚釣施設等及び軟式野球場等の管理を行わなければならない。

(平17条例54・追加、平21条例36・旧第17条繰下・一部改正)

(利用料金)

第19条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合にあつては、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものを利用しようとする者又は第6条第1項の許可(魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為に係るものに限る。第4項において同じ。)を受けて当該行為をしようとする者は、その利用又は当該行為に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に105分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第6条第1項の許可に係る行為(以下「許可行為」という。)にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は車両を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。

5 第9条及び第10条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、指定管理者が」と読み替えるものとする。

(平21条例36・追加、平26条例19・平28条例39・平30条例27・令元条例10・一部改正)

(指定管理者による利用時間等の変更等)

第20条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合において、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、同条に規定する利用時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(平21条例36・追加)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、公園の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例9・旧第13条繰上、平17条例54・旧第12条繰下、平21条例36・旧第18条繰下、平23条例8・旧第21条繰下、平25条例39・旧第22条繰上)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年10月7日規則第63号で、第4条第2項ただし書及び別表第1の規定(魚釣施設の使用料に係る部分に限る。)以外の規定は昭和57年10月8日、別表第1の規定(超過使用料以外の魚釣施設の使用料に係る部分に限る。)は昭和57年10月12日から施行)

付 則(平成10年6月23日条例第24号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年12月9日規則58で、平成10年12月10日から施行)

付 則(平成16年3月4日条例第9号)

改正 平成17年10月25日条例第54号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例第12条の規定によりその管理を委託している軟式野球場及び多目的運動広場については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。
(平17条例54・一部改正)
付 則(平成17年10月25日条例第54号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - (1)～(16) 略
 - (17) 第17条中尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例第12条を同条例第18条とする改正規定及び同条例第11条の次に6条を加える改正規定(第13条から第15条までに係る部分に限る。)
 - (18)～(23) 略
 - (24) 次項から付則第4項までの規定
(選定の特例)
 - 2 (略)、第17条の規定による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例第12条に規定する軟式野球場等、(略)については、この条例の公布の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定に基づきそれぞれの公の施設の管理を受託している者を、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定を受けるべきものとして選定することができる。
 - 3 市長(尼崎市立社会体育施設にあっては、教育委員会。以下同じ。)は、前項の規定により選定をする場合は、指定管理者の指定を受けようとするものをして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他市長が別に定める書類を提出させるものとする。
(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)
 - 4 次の各号に掲げる条例の規定中「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日」を「平成18年3月31日」に改める。
 - (1) 略
 - (2) 尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成16年尼崎市条例第9号)付則第2項
 - (3)～(5) 略付 則(平成18年3月28日条例第35号)
この条例は、平成18年7月1日から施行する。
付 則(平成19年3月28日条例第26号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
付 則(平成21年10月5日条例第36号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定(同条を第15条とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。
付 則(平成22年3月30日条例第39号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。
付 則(平成23年3月11日条例第8号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月26日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の軟式野球場の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)は、この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく軟式野球場の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成26年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる許可行為(同条第4項に規定する許可行為をいう。)に係る利用料金について適用する。

付 則(平成28年3月28日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例第4条第1項の尼崎市立魚つり公園の多目的運動広場(以下「多目的運動広場」という。)の許可の手続及び同条第4項ただし書の規定による多目的運動広場の使用料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成30年3月26日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の利用について適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

付 則(令和元年6月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第19条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる許可行為(同条第4項に規定する許可行為をいう。以下同じ。)に係る料金について適用し、同日前に行われる許可行為に係る料金については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 施行日以後に行われる許可行為に係る料金の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表第1

(平10条例24・平18条例35・平19条例26・平21条例36・平22条例39・平25条例39・

平26条例19・平28条例39・令元条例10・一部改正)

有料施設等の名称		利用区分	単位		金額
魚釣施設	展望台 連絡橋	釣り以外に利用する場合		1人1回	大人 209円 小人 104円
		釣りをを行うために 利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人 838円 小人 419円
	超過使用料		1人4時間を超える1時間ごとに	大人 209円 小人 104円	
	軟式野球場			1時間	2,500円
多目的運動広場			1時間	全面使用	3,600円
				2分の1面使用	1,800円
				4分の1面使用	900円
付属設備のうち、規則で定めるもの				1件1回	500円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)が軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料の額は、第4条第1項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の金額の欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>					

備考

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。
- 3 基本使用料とは、入場したときから最初の4時間までの利用に係る使用料をいう。
- 4 超過使用料とは、最初の4時間を超える利用に係る使用料をいい、その計算に当たって、超過した時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

別表第2

(平21条例36・追加、平26条例19・一部改正、平30条例27・全改、令元条例10・一部改正)

有料施設等の名称	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
駐車場	30分未満	102円	204円
	30分以上1時間未満	204円	408円
	1時間以上1時間30分未満	305円	611円
	1時間30分以上2時間未満	408円	815円
	2時間以上6時間未満	509円	1,018円
	6時間以上7時間未満	611円	1,223円
	7時間以上8時間未満	713円	1,426円
	8時間以上	815円	1,630円

備考

- 1 駐車場を利用することができる車両は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)とする。
- 2 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)か

ら当該車両を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間)をいう。

- 3 「大型自動車」とは、普通自動車のうち、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えるものをいう。

別表第3

(平21条例36・旧別表第2繰下)

行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行う場合	占有面積1平方メートルにつき1日	3,000円
業として写真を撮影する場合	写真機1台につき1日	2,000円
業として映画等を撮影する場合	1日	10,000円
展示会、集会等を行う場合	占有面積1平方メートルにつき1日	100円
その他公園の全部又は一部を独占して使用する場合	占有面積1平方メートルにつき1日	200円

別表第4

(平21条例36・追加)

施設の名称	利用時間	休業日
魚釣施設	5月1日から6月30日まで及び11月1日から同月30日までの期間	毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日まで
	7月1日から10月31日までの期間	
	12月1日から翌年4月30日までの期間	
軟式野球場 多目的運動広場	午前8時から日没の時刻まで	12月29日から翌年の1月3日まで
駐車場	魚釣施設の開業時刻から魚釣施設又は軟式野球場のいずれか遅い閉業時刻まで	